平成２１年（フ）第２９３２号
札幌市北区新川６条14丁目５番３号
債務者　藤原　聡美（旧姓田沼）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３９号
札幌市南区簾舞４条３丁目１番12号
債務者　高井　伸光
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４２号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目１番１―106号
債務者　井藤　慷平
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５２号
札幌市東区北24条東21丁目４番１号　鈴掛ハイツ北24条Ｂ６号
債務者　小川さとみ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３４号
札幌市東区東苗穂４条２丁目２番１―607号
債務者　高島　美夏
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３８号
札幌市北区北17条西３丁目１番７―803号
債務者　水上はるか
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８３号
札幌市中央区大通東10丁目15番地　ポテルン大通402号
債務者　羽田　宏司
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８８号
札幌市手稲区星置１条１丁目18番28号
債務者　熊谷　琢磨
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１５号
札幌市北区新川３条16丁目３番16―１号
債務者　秋葉ひとみ（旧姓一村）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６４号
札幌市東区北22条東５丁目２番12号、前住所旭川市忠和６条７丁目６番16号
債務者　新岡　正幸
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７１号
札幌市清田区清田２条２丁目６番１号　セント・ガーデン101号
債務者　安藤奈緒子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８０号
札幌市白石区本郷通７丁目南３番５―803号
債務者　長野美香子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８３号
札幌市中央区北６条西23丁目２番26―601号
債務者　和田　裕幸
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８９号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番24―305号
債務者　中井　麻乃
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１９号
札幌市南区澄川３条１丁目９番48号
債務者　佐藤　良子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５２号
札幌市西区二十四軒３条２丁目４番25―101号
債務者　藤田　正人
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６３号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目８番７号　栗原荘
債務者　萩平　孝江
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６９号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目18番11号　アクティブプラザ厚別中央Ｂ―601
債務者　佐々木康子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部